

香川県報



第 46 号

平成 17 年

6月14日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

- 一 環境管理課
- 二 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定
（長寿社会対策課）
児童福祉法の規定による事業者の指定
（障害福祉課）
道路の位置指定（二件）
（建築課）
- 三 特定非営利活動法人の認証の申請
（県民参画課）
平成十七年度クリーニング師試験の実施
（生活衛生課）
貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し
（経営支援課）
- 四 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出
（ " " ）
県営土地改良事業計画の決定（三件）
（農村整備課）
- 五 選挙管理委員会告示

公 告

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

告 示

香川県告示第三百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 山下 矩仁彦
- (2) 事業場の所在地及び名称
丸亀市港町147番地1
四国化成工業株式会社丸亀工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 別	類 力	無機化学工業製品製造業の用に供する過心分離機
工 期	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	許可後2週間
等	使用開始予定年月日	完成後
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用
	排出される汚水等の量(m ³ /日)	通 常 最 大
		(粗製二硫化炭素) 43.1 (粗製二硫化炭素) 53.8
	特定施設の使用の方法について参考となるべき事項	排出される粗製二硫化炭素の液は、蒸留後再使用される。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	通 常	最 大	排出水の量(m ³ /日)	
				第 1	排 水 口
水素イオン濃度		6.0~7.5	6.0~7.5		
生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)		5	14		
化学的酸素要求量(mg/ℓ)		5	14		
浮遊物質(mg/ℓ)		10	20		
窒素含有量(mg/ℓ)		1	2		
りん含有量(mg/ℓ)		0.1	0.1		
溶解性鉄含有量(mg/ℓ)		3	6		
				4,212	4,618

(備考) 今回新たに設置される遠心分離機からは、粗製二硫化炭素が排出されるが、蒸留後再使用されるため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成17年6月14日から
平成17年7月5日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
丸亀市環境課

香川県告示三百八十四号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所(施設)の名称 及び 所 在 地	申請者(開設者)の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(法人以外の者にあつては、氏名及び住所)	指定年月日	サービスの種類
三七七〇二〇〇七四三	居宅介護支援事業所フ ランナー 丸亀市川西町南二五八 番地一	株式会社プランナー 代表取締役 喜井博恵 丸亀市川西町南二五八 番地一	平成十七年 六月一日	居宅介護 支援
三七七〇二〇〇七五〇	介護付有料老人ホーム ネムの木 丸亀市川西町南二五八 番地一	株式会社プランナー 代表取締役 喜井博恵 丸亀市川西町南二五八 番地一	平成十七年 六月二日	特定施設 入所者生 活介護
三七七〇二〇〇七三五	デイサービスセンター ネムの木 丸亀市川西町南二五八 番地一	株式会社プランナー 代表取締役 喜井博恵 丸亀市川西町南二五八 番地一	平成十七年 六月十三日	通所介護

香川県告示三百八十五号
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 〇〇〇二〇一 三五	ひまわりの家 小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	社会福祉法人ひま り福祉会 小豆郡土庄町上庄 四六三番地二	平成十七年 六月六日	児童短期入所

香川県告示第三百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 中土指道 第三号

二 指定 年月日 平成十七年五月三十一日

三 指定道路の位置 丸亀市郡家町字重元一五八九 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 一七・四〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第三号

二 指定 年月日 平成十七年五月三十一日

三 指定道路の位置 さぬき市長尾西字辛立一三五九 二及び一三五九 四

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・一八メートル

延長 六〇・七〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年七月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十七年五月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人綾上子ども英里ンターナショナル・スクール

三木 仁美

綾歌郡宇多津町二六二八番地八二二

三 定款に記載された目的

この法人は、青少年及びそれらの子を持つ保護者に対して、地域に根ざした教育支援に関する事業を行い、将来を担う子ども達の健全育成を図り、広く社会に寄与するとともに、自然保護教育の推進と環境保全活動をもって社会貢献を推進することを目的とする。

香川県告示第三百六十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十七年度のクリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十七年九月八日（木曜日）午前九時開始

二 試験の場所

高松市内

なお、試験会場については、受験票により通知する。

三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十

十年法律第百五十四号) 附則第五項の規定に該当する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦二センチメートル及び横八センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

(四) 三に掲げる受験資格を証明する書類

2 受験願書等の受付期間

平成十七年八月一日(月曜日) から同月十五日(月曜日) まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送等による送付の場合は、受付期間内の消印(これに準ずるものを含む。)のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書等の提出先

(一) 県内居住者 高松市保健所、香川県東讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所

香川県中讃保健福祉事務所、又は香川県西讃保健福祉事務所

(二) 県外居住者 香川県健康福祉部生活衛生課(郵便番号七六〇 八五七〇 高松市

番町四丁目一番一 号)

4 受験手数料及び納付方法

八、 円に相当する額の香川県証紙(消印又は著しく汚損していないもの)を

受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

五 合格発表

平成十七年十月七日(金曜日)に香川県庁(東館正面玄関前の掲示板)に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

1 受験願書を受け付けた後は、受験手数料は一切返還しない。
2 受験願書の請求は、次のところに行つこと。
香川県健康福祉部生活衛生課

高松市保健所(高松市桜町二丁目一〇番二七号)

香川県東讃保健福祉事務所(高松市番町五丁目四番一五号)

香川県小豆総合事務所(小豆郡土庄町洲崎甲二〇七九 五)

香川県中讃保健福祉事務所(丸亀市土器町東八丁目五二六)

香川県西讃保健福祉事務所(観音寺市坂本町七丁目三番一八号)

郵便等で請求する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、郵送用の八 円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

3 受験手続に関して不明な点は、香川県健康福祉部生活衛生課(電話番号〇八七 八 三二一 三二七八)に問い合わせる。

香川県公告第三百六十一号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 氏名

坂元 美登里

二 主たる営業所等の所在地

香川県坂出市久米町一丁目二十六番二十二号

三 登録番号

香川県知事(五)第〇〇三八〇号

四 登録の取消し年月日

平成十七年六月三日

香川県公告第三百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第

一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
サンコー株式会社 高松市朝日町二丁目二番三四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
万代書店瀬戸大橋店 綾歌郡宇多津町浜五番丁六一番地二

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時三十分

閉店時刻 午後八時

変更後 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午前一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十五分から午後八時十五分まで

変更後 午前九時四十五分から午前一時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 五箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 四箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十七年六月四日

二 届出年月日

平成十七年六月二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

2 縦覧期間

平成十七年六月十四日（火曜日）から同年十月十四日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年十月十四日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営内海地区中山間地域総合整備事業（農道整備事業）門原地区、柴中地区、立恵東一地区、立恵東二地区、芦ノ浦地区）計画を平成十七年六月六日定めた。

その関係書類を内海町建設農林水産課において平成十七年六月二十一日から同年七月十日まで縦覧に供する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営内海地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備事業）猪谷地区、門原地区、流田地区、立恵東地区、小見山地区、木庄地区、安田三五郎地区、古郷諸口地区）計画を平成十七年六月六日定めた。

その関係書類を内海町建設農林水産課において平成十七年六月二十一日から同年七月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営内海地区中山間地域総合整備事業（農地防災事業）太郎屋敷池地区、谷本池地区、樋出池地区、夫婦上池地区）計画を平成十七年六月六日定めた。

その関係書類を内海町建設農林水産課において平成十七年六月二十一日から同年七月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年六月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）

は、次のとおりである。

平成十七年六月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数 一六、七二八八

三分の一の数 二〇五、九八一八

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区 九一、三五六八

丸亀市選挙区 二九、六二二八

坂出市選挙区 二〇、五五四八

善通寺市選挙区 九、四九四八

観音寺市選挙区 一一、〇三四八

さぬき市選挙区 一五、四一九八

東かがわ市選挙区 一〇、五三三八

小豆郡選挙区 九、六九〇八

木田郡第一選挙区 八、〇〇〇八

木田郡第二選挙区 六、七五五八

香川郡選挙区 九、八六八八

綾歌郡選挙区 一三、七二〇八

仲多度郡第一選挙区 八、九四四八

仲多度郡第二選挙区 六、五五七八

三豊郡第一選挙区 二〇、一〇八八

三豊郡第二選挙区 五、九七九八